

第8章 防災指針

8-1 背景と目的

近年、全国各地で土砂災害や河川堤防の決壊等による浸水などの自然災害が頻発化・激甚化し、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じており、都市のコンパクト化と併せて災害に強いまちづくりの推進が必要不可欠となっています。

これらの背景から国では、令和2年（2020年）の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画の記載事項に、居住や都市機能の誘導を図る上で必要な防災に関する機能の確保に関する指針となる「防災指針」を新たに追加しています。

上越市の市街地は日本海に面する直江津港周辺をはじめ関川流域の低地部に広く形成され、多くの市民の居住の場として、また様々な都市活動の場として機能している一方、市街地の一部に津波や洪水による浸水等が想定されるエリアが存在しています。

このため、立地適正化計画における居住誘導区域や都市機能誘導区域内においては、市民の快適で便利な暮らしを確保すると同時に、必要な防災・減災対策を計画的に進め、様々な災害から市民の命と財産を守る安全・安心なまちづくりが求められることから、都市における災害リスクの評価を行い、災害リスクを踏まえた防災指針を定めるものとします。

8-2 防災指針の流れ

国の「立地適正化計画の手引き【基本編】」において、防災指針の検討フローは以下のように示されています。

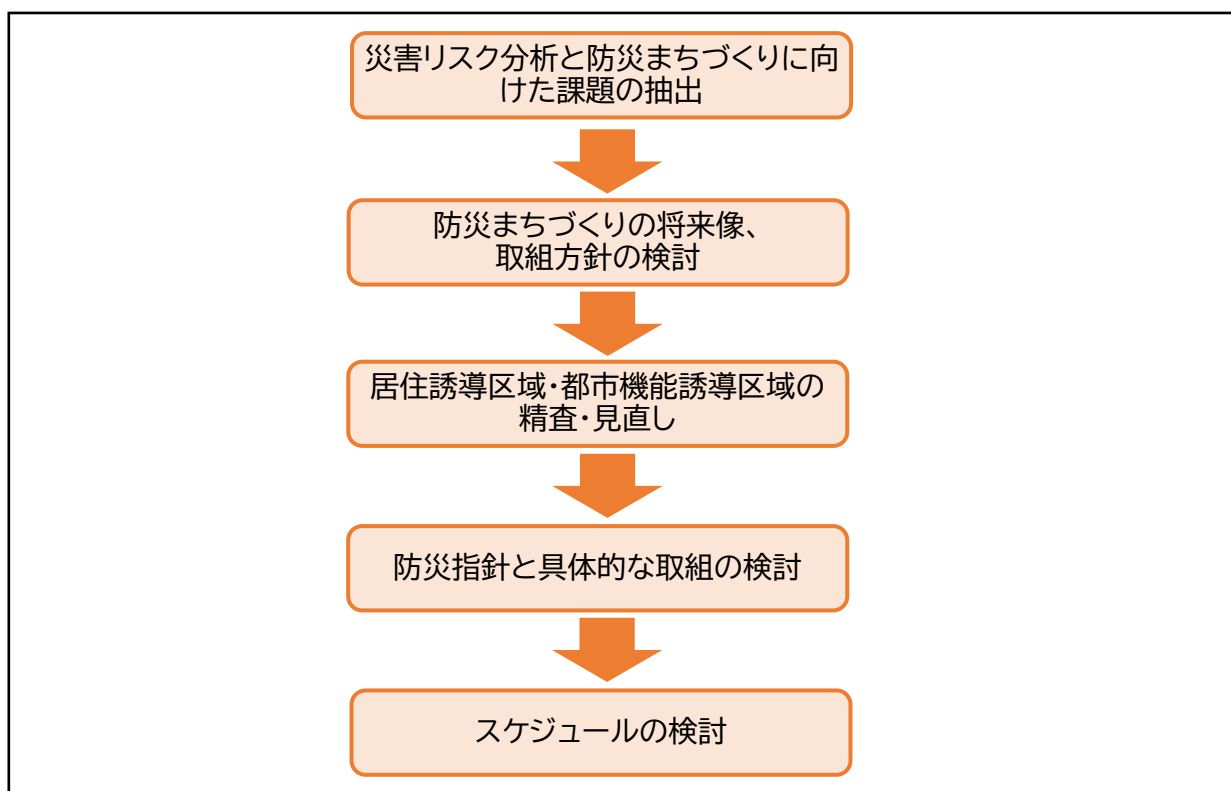
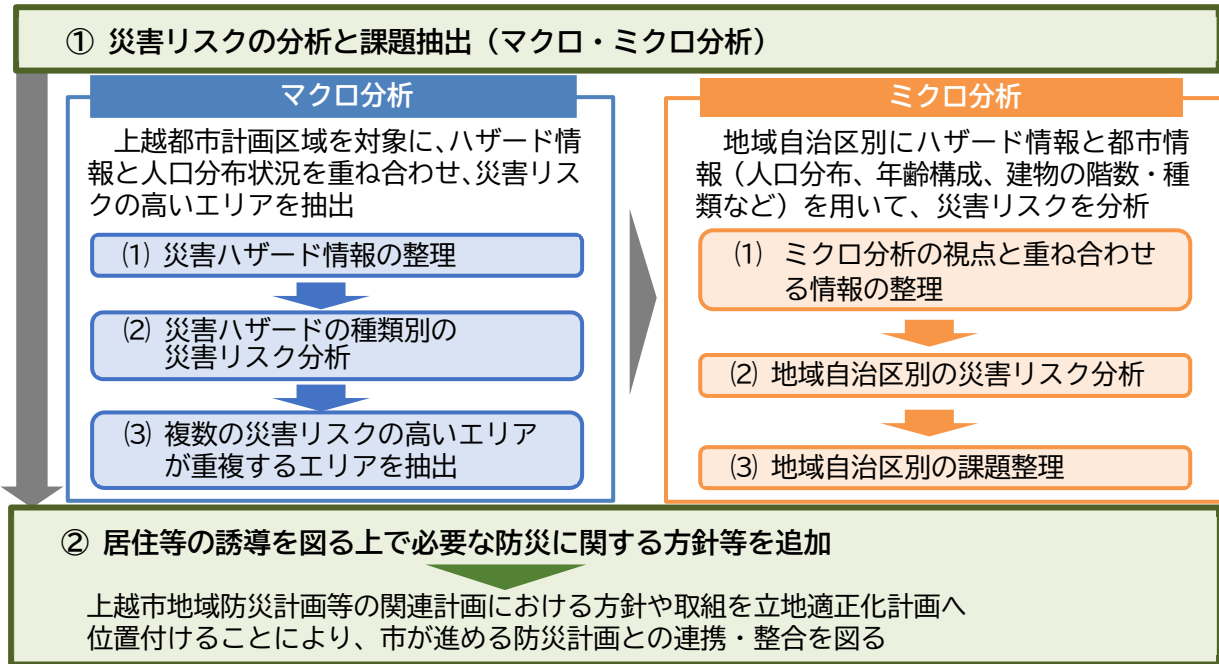


図 防災指針検討の流れ

上越市においては、上越市地域防災計画等の関連計画における方針や取組を本計画に位置付けることにより、市が進める防災計画との連携・整合を図ることから、以下の流れで検討します。



8-3 対象とするハザード

防災指針の検討に当たり対象とする災害ハザードは下表のとおりです。

下表に示す7つの災害を軸に災害リスク等の分析を行います。

表 対象とする災害

災害の種類	災害ハザード情報	出典	法令等の区分
洪水	洪水浸水想定区域 (浸水深、降雨確率)	国又は新潟県が令和3年2月までに公表した区域	災害イエローゾーン
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食、氾濫流)		
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	新潟県が令和3年度末までに指定した区域	災害レッドゾーン
	土砂災害警戒区域	新潟県が令和3年度末までに指定した区域	災害イエローゾーン
津波	津波災害警戒区域	新潟県が令和2年1月に指定した区域	
内水氾濫	内水被害実績	市が把握している平成14年～令和5年の被害実績	その他
ため池決壊	ため池浸水想定区域	市農林水産整備課が令和5年度末までに作成した区域	
なだれ	なだれ危険箇所	新潟県が公表したなだれ危険箇所（平成19年度時点）	
地震	揺れやすさ、液状化	新潟県地震被害簡易シミュレーションシステム	

災害レッドゾーン：都市再生特別措置法において立地適正化計画に記載する居住誘導区域から原則除外する区域

災害イエローゾーン：都市計画運用指針において居住誘導が不適と判断される場合には、居住誘導区域に含めない事とすべき区域

その他：法令等に規定はないが、ハザードマップ等として公表している情報

8-4 災害リスク分析の流れ

災害リスクは以下の二段階に分けて分析します。

- 【マクロ分析】：上越都市計画区域を対象に、ハザード情報と人口の分布状況を用いて、災害リスクが高いエリアを抽出します。
- 【ミクロ分析】：上越都市計画区域内の地域自治区ごとに、ハザード情報と都市の情報（人口の分布、年齢構成、建物の階数・種類など）を用いて、地域自治区ごとの詳細な災害リスクを分析します。

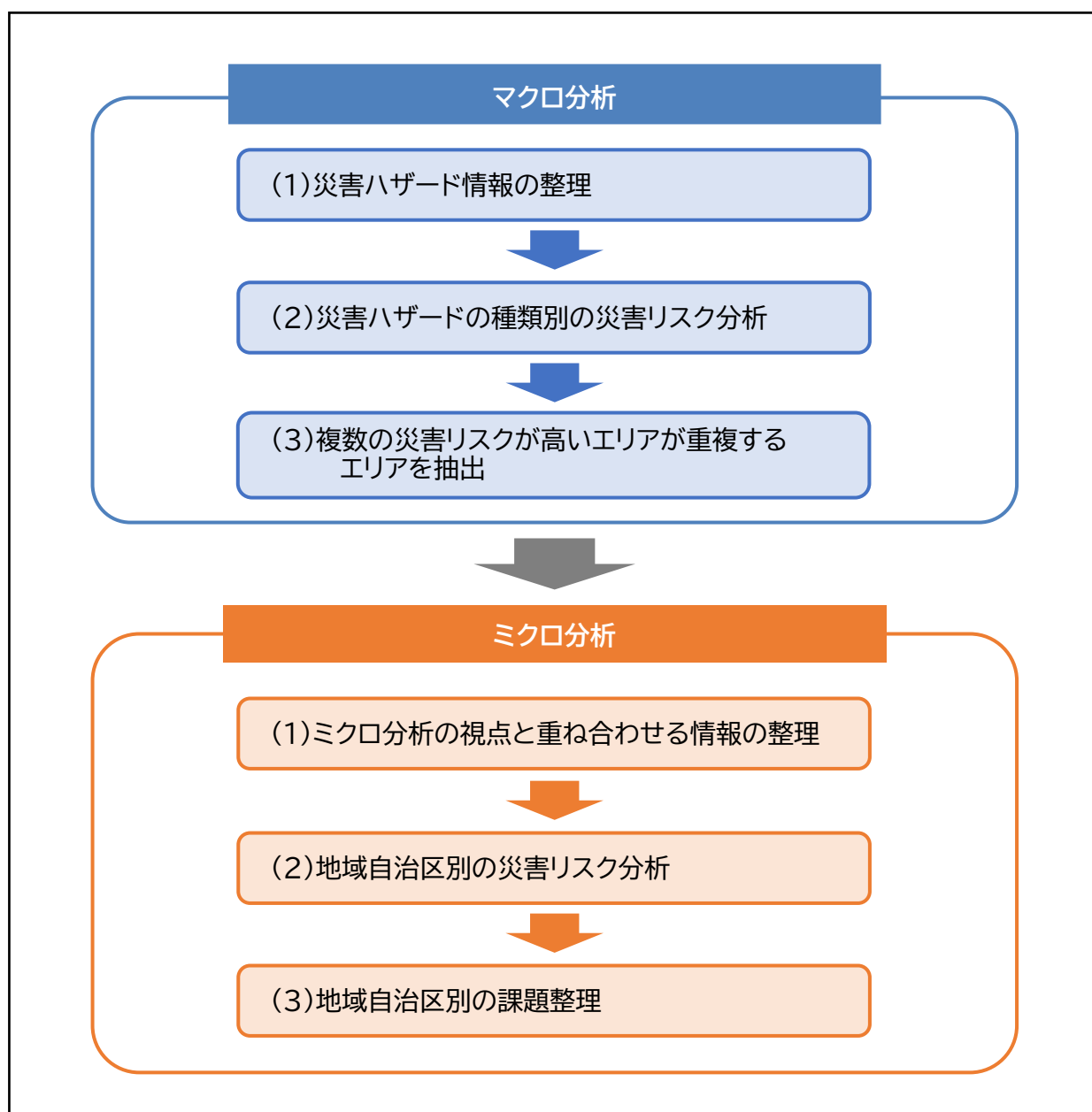


図 災害リスク分析の流れ